

国際金融都市・東京のあり方懇談会

「税務に関する一考察」

2017年2月14日
須田 徹

I. 税検討時の基本

1. 意思決定要素の第一順位ではないが重要なコスト
2. 税は政策の具体的施策反映の重要な手段
3. 税は立方体（＝課税ベース×税率×税の種類）

II. 税率

1. 世界各国の主要税率（2016年4月現在）

国名	法人実効税率*	個人所得税率	消費税率	給与額に対する所得税・住民税額*			相続最高税率
				500万円	700万円	1,000万円	
日本	29.97%	国税 5-45%	8.0%	15.8	39.2	100.9	55%
アメリカ	① 40.75%	連邦税 10-35%	NY市 8.875%	9.8	47.0	111.2	②40%
イギリス	20.00%	20-45%	20.0%	56.4	96.4	201.8	40%
フランス	33.33%	14-45%	20.0%	39.3	60.9	127.6	45%
ドイツ	29.72%	14-45%	19.0%	38.7	90.6	181.4	30%
シンガポール	17.00%	22%	7.0%				0
香港	16.50%	15%	0.0%				0

① カリフォルニア州（州税率8.84%）の場合。NY市の場合は、連邦35%、NY州税8.32%、NY市税8.85%（実効税率43.83%）。

② 基礎控除額が\$500万＋インフレ調整額であり、2015年1月現在の基礎控除額は\$543万（約6億円）。

*：国税庁公表

2. 日本の法人実効税率（H28年税制改正後）

	標準税率		東京都 23 区内		大阪市
法人税①	23.40%	法人税	23.40%	法人税	23.40%
地方法人税②	4.40%	地方法人税	4.40%	地方法人税	4.40%
住民税(県・市町村民税)	12.90%	都民税(法人税割)	16.30%	住民税(大阪府法人税割)	4.20%
				住民税(大阪市法人税割)	11.90%
事業税(標準税率)③	0.70%	事業税(標準税率)	0.70%	事業税(標準税率)	0.70%
事業税(超過税率)	0.70%	事業税(超過税率)	0.88%	事業税(超過税率)	0.88%
地方法人特別税④	414.20%	地方法人特別税	414.20%	地方法人特別税	414.20%
実効税率	29.97%	実効税率	30.86%	実効税率	30.81%
国税のみの税率	26.56%	国税のみの税率	26.56%	国税のみの税率	26.56%

実効税率 = {法人税率 × (1 + 地方法人税率 + 法人住民税率) + 事業税率(超過税率) + 事業税率(標準税率) × 地方法人特別税率} / {1 + 事業税率(超過税率) + 事業税率(標準税率) × 地方法人特別税率}

- ① H30年4月1日以後開始事業年度から23.20%の予定。
- ② H31年10月1日以後開始事業年度から10.30%の予定。
- ③ 地方法人特別税暫定措置廃止（H31年10月1日以後開始事業年度の予定）後は3.60%の予定。
- ④ H31年10月1日以後開始事業年度から廃止し事業税に統合予定。

III. 対応策（私案）

“少子高齢化対応と高度人材の導入促進”

1. 都の対応策

(1) 地方税法第6条の定めによる地方法人関係税の減免

第1項「地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。」

第2項「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」

「実例」大阪の「成長特区における優遇税制」

(2) 資金供給

- ・補助金から出資による資金供給

(3) 都立インターナショナル・スクールの充実

2. 国の対応策

(1) 税率の軽減

(2) 課税ベース

対企業

- ・ 事前確認制度の充実
- ・ コンピュータソフト開発費用に対する投資税額控除
- ・ 新金融商品開発費用に対する試験研究費税額控除
- ・ 相続税制における居住者判定基準の変更（日数基準からインテンション基準へ）
- ・ 非居住者に対する国外財産調書
- ・ 新規企業に対する減免措置

対投資家

- ・ 金融所得の一体課税
- ・ 金融損失の損益通算
- ・ 家事労働者費用の所得控除制度
- ・ 相続税の二重課税の回避（相続財産の取得原価を相続税課税評価額に）
- ・ パススルー投資信託
- ・ 組合（パートナーシップ）に対する25%/5%ルール適用